主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人等の負担とする。

理 由

上告代理人大家国夫の上告理由について。

原審が証拠によつて適法に認定した事実関係によれば、本件のような契約は利息 制限法の適用があるものではなく、その他所論のような違法も認められない。従つ て民法九〇条に違反するという主張も理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長	裁判官	島			保
	裁判官	河	村	又	介
	裁判官	小	林	俊	Ξ
	裁判官	本	村	善太	郎
	裁判官	垂	水	克	己